○農林水産省告示第千百三十六号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十七条の六第一項の規定に基づき、有限会社リーファースが認定に関する業務を行う事業所について、平成二十三年五月二十二日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十三年六月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

変更前の事業所の所在地	変更後の事業所の所在地
東京都中央区日本橋兜町一番七号デュオ・スカーラ兜町五百一	東京都中央区日本橋兜町一番七号デュオ・スカーラ兜町四百一

○農林水産省告示第千百三十七号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関の登録を更新したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の三第二項において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年六月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録更新年月日及び登録更新番号

平成二十三年一月十五日　第十四号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

ＣＣＰＢ　ＳＲＬ　イタリア　ボローニャ県　ボローニャ市　ヤコポ・バロッツィ通り八

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物、有機加工食品、有機飼料及び有機畜産物

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

外国

(2)　認定を行う事業所の所在地

イタリア　ボローニャ県　ボローニャ市　ヤコポ・バロッツィ通り八

○農林水産省告示第千百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年六月九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和四十六年十月八日農林省告示第千六百六十九号、昭和五十八年二月二十一日農林水産省告示第二百五号、平成元年八月九日農林水産省告示第千二十七号、平成元年十一月二日農林水産省告示第千四百五十七号、平成二年八月十三日農林水産省告示第千五十五号、平成三年六月六日農林水産省告示第七百七十二号、平成三年十一月八日農林水産省告示第千三百五十一号、平成五年二月二十六日農林水産省告示第百八十一号、平成六年四月十二日農林水産省告示第七百六号、平成七年八月二十八日農林水産省告示第千三百五十一号、平成七年八月二十八日農林水産省告示第千三百五十三号、平成七年八月二十八日農林水産省告示第千三百五十五号、平成七年十二月二十七日農林水産省告示第二千百三号、平成八年八月七日農林水産省告示第千二百六号、平成八年八月九日農林水産省告示第千三百号、平成十一年九月二十八日農林水産省告示第千二百三十六号、平成十一年九月二十八日農林水産省告示第千二百三十七号、平成十一年九月二十八日農林水産省告示第千二百三十八号、平成十一年十二月六日農林水産省告示第千五百五十四号、平成十三年九月十日農林水産省告示第千二百二十一号、平成十三年九月二十七日農林水産省告示第千三百二十六号、平成十四年二月二十五日農林水産省告示第四百二十九号

(二)　変更に係る指定施業要件

1　立木の伐採の方法　変更しない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　茨城県常陸大宮市小田野字湯香二四八〇、二四八一の一、二四八七の四、二四八八の一、二四八八の二、二四八九、久隆字手古屋日向一二八〇の一から一二八〇の七まで、字手古屋フウキ作り北向一二七九、字長崎沢八八から九四まで、八八の一、九〇の一、九一の一、九三の一、九三の二、九六、九七、一〇〇の二、字フウキ作り一二七八の一から一二七八の四まで、字手古屋一二八一、氷之沢字愛宕沢一四二一の一から一四二一の四まで、一四二四の一、一四二四の二、一四二五の一、一四二五の三から一四二五の五まで、一四二五の七から一四二五の九まで、一四二五の一から一四二五の一五まで、一四二六、字釜久保二〇六三の一、二〇六四、二〇六四の一、二〇六八の一から二〇六八の四まで、二〇六八の六、字クルミガ沢一三三三、字細草沢一四一一、一四一一の一、一四一五、一四一六、一四一六の一、一四一六の二、一四一七の一、一四一七の二、一四一七の四、一四一七の五、一四一七の七から一四一七の九まで、一四一八の一から一四一八の七まで、一四一九の一、一四一九の二、一四二〇の一、一四二〇の二、字大四河原一六五六から一六五八まで、字道場一六四五の一から一六四五の四まで、一六四八の二、一六四八の三、一六四九の一、一六四九の二、一六五二、字美ノ巳一四五三、一四五五、一四五六、一四五七の一、一四五七の二、一四五八、一四五九の一、一四五九の二、一四六一の一、一四六一の二、一四六三、一四六四の一、一四六四の二、一四六五の一から一四六五の三まで、一四六六、一四六六の一、一四六七、一四六九、一四六九の一、一四七〇、一四七一の一、二四七一の三から一四七一の五まで、一四七一の七から一四七一の九まで、下伊勢畑字相川大平上町二八六七から二八六九まで、二八六四の三、下檜沢字沢口二八八の一、三八八の二、三九四、三九五の一、三九五の二、四〇一、字谷川沢三〇八の一、三〇八の二、三〇八の四から三〇八の二九まで、三〇九の一、三〇九の二、三一〇、三一〇の一から三一〇の四まで、三一六の一から三一六の五まで、字道場一四七二、一四七三、字矢ノ沢一一六二の一から一一六二の九まで、一一六三の一、一一六三の二、一一六五の一から一一六五の三まで、一一六六の一から一一六六の三一まで、一一六七の一から一一六七の八まで、一一六八、一一六九の一、一一六九の二、一一七〇の一から一一七〇の一四まで、字寄藤五七八から五八〇まで、五八二の一、五八三から五八八まで、五八六の一、五八七の一、五八九の一、五九〇、五九一の一から五九一の四まで、五九二の一、五九二の二、五九四、五九五、五九六の二、五九六の三、五九八、六〇〇の二から六〇〇の五まで、千田字和平一〇六九、一〇七〇、高部字木ノ出口三八三〇、字桐ノ免三八二九、字下ノ沢三八一四、字袖ノ久保三八二〇、三八二一、字八ノ沢三八〇八、字向川原三八一五、三八一九の一、三八一九の四、字向沢三八一〇の一（次の図に示す部分に限る。）、盛金字光明沢二一八三の四、字富士山二三九〇、字富士馬場二三九二、字防ケ沢二五七一の五、二五七二の二、字四ツ曽根沢二五二二、二五二三、二五二四の一、二五二四の二・二五二四の三（以上二筆国有林）、鷲子字五舛内二六四三の三、字越路二六二六の一、二六二六の一〇、二六二六の一一、二六二六の一四、二六二六の一五、二六二六の一七、二六二六の一八、二六二六の二三から二六二六の二四まで、二六二六の二七、二六二六の二八、二六二六の三〇、二六二六の三二、二六二六の三三、二六二六の三六から二六二六の四四まで、二六三一の一、二六三一の三、二六四一の一、二六四二、字関ノ沢三二〇五（次の図に示す部分に限る。）、三二〇六から三二〇八まで、三二一〇の一、三二一〇の二、字鳥居戸三一四二の一、三一四三の一、三一六五の一、三一六七の一・三一六七の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、三一七一の二、三一七一の三、三一八一から三一八三まで、字松山二〇八二の一から二〇八二の三まで、二〇八二の五から二〇八二の一八まで、二〇八三の四、二〇八三の七、二〇八三の一〇、二〇八三の一一、二〇八三の一三、二〇八三の一五から二〇八三の二〇まで、二〇八五、字松山入二〇八〇の一から二〇八〇の四まで、字三川戸三二一九から三二二四まで、三二二四の一、三二二四の二、三二二四の四、三二二五の一（次の図に示す部分に限る。）、三二五二の二から三二五二の一三まで、三二五二の一五から